

前回までの指摘事項等について

子どもの貧困対策の推進に関する法律(概要)

目的

- この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。
- ※ その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

大綱の策定・基本的施策

- 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならない。
- 大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。
- ※衆議院厚生労働委員会決議
政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。
- 都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議(関係閣僚で構成)を設置する。

施行期日等

- 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3

1 ひとり親家庭の主要統計データ(平成23年全国母子世帯等調査の概要)

- 「平成23年度全国母子世帯等調査」によると、母子世帯は123.8万世帯、父子世帯は22.3万世帯(推計値)。
- 主要なデータは次のとおり。

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	123.8万世帯	22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% 死別 7.5%	離婚 74.3% 死別 16.8%
3 就業状況	80.6%	91.3%
うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
うち 自営業	2.6%	15.6%
うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
4 平均年間収入(母又は父自身の収入)	223万円	380万円
5 平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)	181万円	360万円
6 平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)	291万円	455万円

(出典)平成23年度全国母子世帯等調査

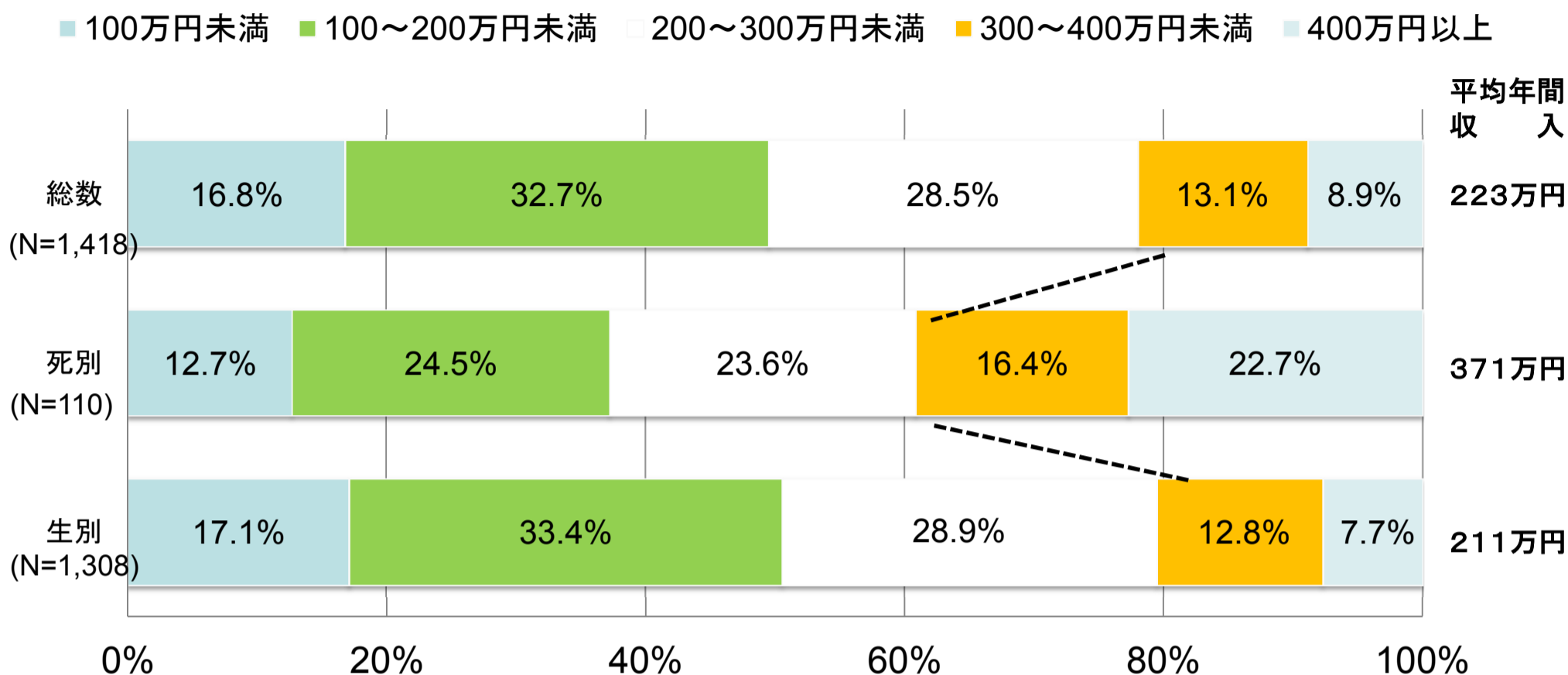
※ 世帯数(推計値)は、母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数。

母子のみにより構成される母子世帯数は約76万世帯、父子のみにより構成される父子世帯数は約9万世帯。(平成22年国勢調査)

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

11(1) 年間収入の状況(母子家庭)

- 母子世帯の母自身の平均年間収入は223万円。母子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は291万円。
- 生別母子世帯と死別母子世帯とでは、死別母子世帯では、300万円未満が60.8%である一方、生別母子世帯では、300万円未満が79.4%を占める。

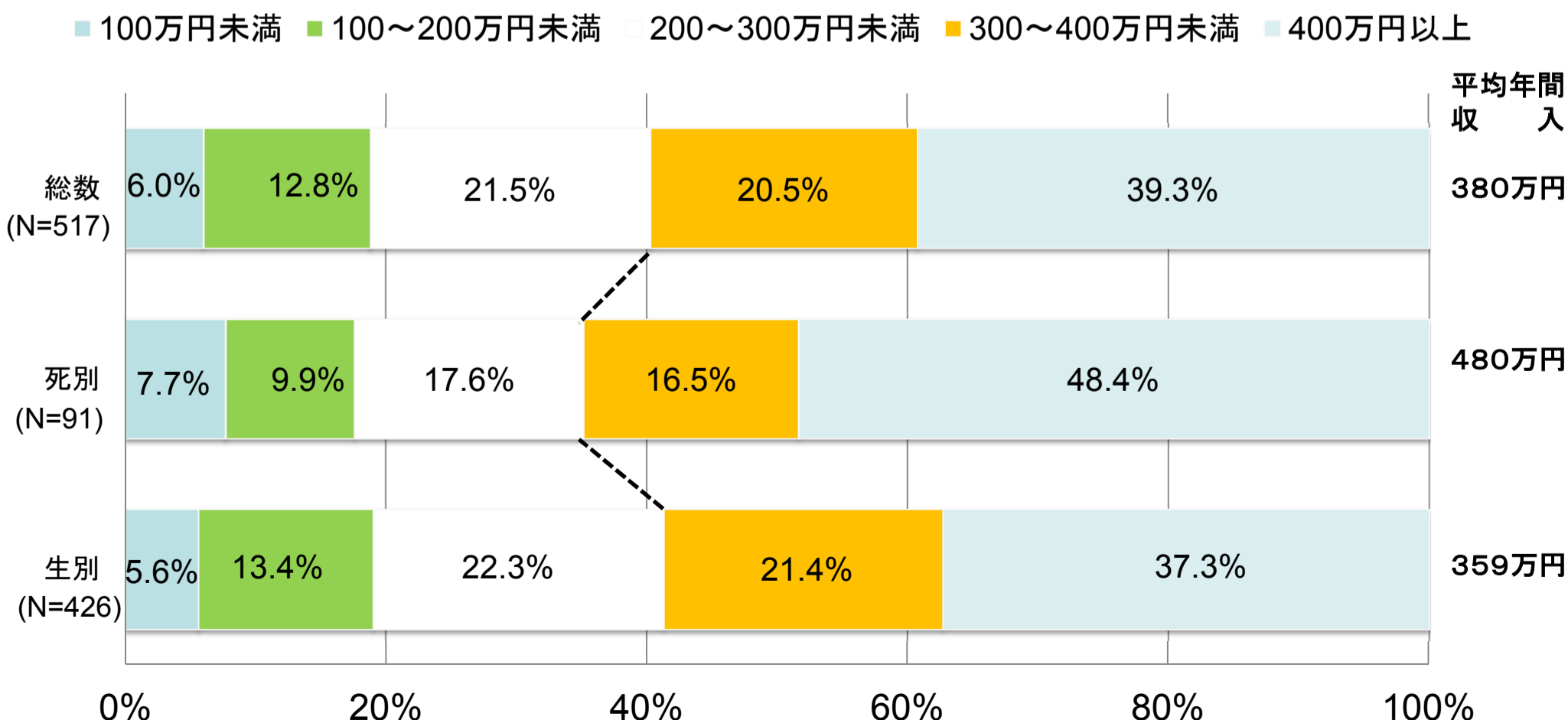


(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 特別集計

5

11(2) 年間収入の状況(父子家庭)

- 父子世帯の父自身の平均年間収入は380万円。父子世帯の世帯全員(同居親族の収入を含む)の平均年間収入は455万円。
- 生別父子世帯と死別父子世帯とでは、死別父子世帯では、300万円未満が35.2%である一方、生別父子世帯では、300万円未満が41.3%となっている。



(出典) 平成23年度全国母子世帯等調査 特別集計

6

母子自立支援員に係る地方交付税措置について

母子自立支援員の設置に要する費用については、下記の算定基礎により地方交付税措置が行われている。

- 道府県(標準団体規模 人口170万人)
 - ・ 母子自立支援員 2人
 - ・ 非常勤母子自立支援員 6人

- 市町村(標準団体規模 人口10万人)
 - ・ 母子自立支援員 1人(児童扶養手当の支給に関する事務に係る職員と兼務)
 - ・ 非常勤母子自立支援員 1人

(出典)平成24年度地方交付税制度解説(単位費用編)

母子自立支援員の設置状況

(平成24年度末現在)

都道府県	母子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況			備考
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)	
北海道	14	68	82	35	34	97%	
青森県	6	5	11	11	4	36%	
岩手県	25	4	29	13	1	8%	
宮城県	15	22	37	13	2	15%	県が委嘱する支援員を各圏域の県保健福祉事務所に配置し、一般市を含めて相談等に当たっている。
秋田県	4	17	21	13	13	100%	
山形県	8	12	20	13	12	92%	調査時点で退職者が出たため92%。 25年度現在は設置率100%。
福島県	21	6	27	13	3	23%	
茨城県	14	10	24	32	10	31%	
栃木県	5	25	30	14	14	100%	
群馬県	10	16	26	12	11	92%	
埼玉県	22	31	53	40	15	38%	
千葉県	21	74	95	37	36	97%	
東京都	1	155	156	49	49	100%	
神奈川県	6	53	59	19	18	95%	
新潟県	8	12	20	20	3	15%	県が委嘱する支援員を各圏域の県地域機関に配置し、一般市を含めて相談等に当たっている。
富山県	2	10	12	10	9	90%	
石川県	4	15	19	11	11	100%	
福井県	3	9	12	9	9	100%	
山梨県	9	15	24	13	13	100%	
長野県	11	23	34	19	19	100%	
岐阜県	8	29	37	21	21	100%	
静岡県	8	12	20	23	5	22%	
愛知県	6	64	70	38	38	100%	
三重県	5	17	22	15	15	100%	
滋賀県	4	16	20	13	13	100%	
京都府	12	48	60	15	13	87%	
大阪府	4	76	80	33	33	100%	
兵庫県	7	57	64	29	29	100%	
奈良県	5	17	22	13	13	100%	
和歌山県	8	7	15	9	6	67%	
鳥取県	2	17	19	17	17	100%	
島根県	0	27	27	19	19	100%	
岡山県	3	25	28	18	15	83%	
広島県	2	37	39	22	20	91%	調査時点で退職者が出たため。本来は100%。
山口県	8	16	24	14	14	100%	
徳島県	9	9	18	8	8	100%	
香川県	4	10	14	8	8	100%	
愛媛県	4	12	16	11	11	100%	
高知県	2	5	7	11	3	27%	
福岡県	32	55	87	28	16	57%	
佐賀県	6	12	18	11	11	100%	
長崎県	4	15	19	13	13	100%	
熊本県	9	19	28	14	14	100%	
大分県	0	20	20	14	14	100%	
宮崎県	14	4	18	9	1	11%	県が委嘱した母子自立支援員を市に配置。
鹿児島県	15	10	25	21	3	14%	
沖縄県	10	4	14	11	3	27%	
合計	400	1222	1622	854	662	78%	

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	19
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	0
相模原市	14
新潟市	10
静岡市	7
浜松市	2
名古屋市	21
京都市	32
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	6
広島市	8
北九州市	10
福岡市	22
熊本市	2

(単位：人)

中核市	
旭川市	4
函館市	4
青森市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
宇都宮市	2
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
船橋市	4
柏市	2
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	2
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	2
大津市	2
高槻市	4
東大阪市	7
豊中市	1
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
奈良市	2
和歌山市	1
倉敷市	5
福山市	5
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
大分市	4
宮崎市	4
鹿児島市	6